

**島根地方最低賃金審議会**  
**島根県はん用機械器具、生産用機械器具、**  
**業務用機械器具製造業最低賃金専門部会**  
**第2回会議 議事録**

- 1 日 時 令和6年10月1日（火）午前8時59分～午前11時02分
- 2 場 所 松江労働基準監督署 会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名  
労働者代表委員 出席3名 定数3名  
使用者代表委員 出席2名 定数3名
- 4 主要議題 ○最低賃金基礎調査結果（各業種部分）について  
○設定様式について  
○金額審議

【部会長】 ただいまから、令和6年度島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会第2回会議を開会します。部会長となりました藤本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 おはようございます。本日、各委員の皆様にお配りしております資料につきましてご確認をお願いします。

本日は、会議次第が1枚。会議資料として赤いインデックスナンバー1からナンバー3を綴じたものをお配りしていますのでご確認をお願いします。

資料ナンバー1が1枚もので、設定様式。資料ナンバー2が1枚もので、令和5年度特定最低賃金改定状況、機械関係です。資料ナンバー3が2枚もので、島根県最低賃金及び島根県の特定最低賃金の年次別推移となります。

その他、参考資料として「賃金未満率・影響率に係るサンプル数・復元後労働者数（機械）」の1円刻みの表をお配りしております。

また、1枚もので、9月19日合同会議でお配りした資料その1の青色イ

ンデックスナンバー 2 の差し替えを置いております。諮問文の関係のもので  
す。以上です。

( 資料確認 )

**【部会長】** 事務局から委員の出席状況と公開状況について、報告してください。

**【指導官】** ご報告します。本日は、使用者側多野委員から欠席の連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令の規定第 5 条第 2 項により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに 9 月 20 日から 9 月 27 日まで掲示いたしましたが、傍聴の申込みがありませんでしたので、併せてご報告します。

**【部会長】** 傍聴人はいらっしゃいませんが、本日の会議及び議事録は公開としております。

9 月 19 日開催の専門部会合同会議において決定しておりますとおり、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第 5 条第 1 項但し書きにより、それ以降の会議は非公開の扱いとなりますが、会議を非公開とする部分は議事録も専門部会運営規程第 6 条 2 項により非公開、同条第 3 項により議事要旨を公開することとします。

**【部会長】** それでは、議事次第に入ります。

事務局は、会議次第 2 の最低賃金に関する基礎調査結果、各業種部分について、前回の合同会議では共通部分の説明でしたので、各論部分を説明して下さい。

**【指導官】** 私から、今年度行いました島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用

機械器具製造業、以下、機械と言いますが、機械に係る基礎調査結果についての主な点についてご説明いたします。

調査結果の詳細につきましては、9月19日に開催しました合同部会においてお配りしました部会別資料、青いインデックスナンバー1から3をご覧ください。この中の青いインデックスナンバー2「令和6年最低賃金に関する基礎調査結果報告書」によりご説明いたします。

最初に資料の3ページ第2表をご覧ください。設定しております機械の適用業種につきまして、事業所数及び労働者数をみますと、3ページ第2表の下に、カッコ参考として記載しておりますとおり120事業所で3,517人となっております。

このうち、今回調査を行った事業場数及び労働者数は、資料同じく3ページの下部分の第3表のとおり、事業所規模が99人以下のところでは109事業所に調査票を発送しまして、69事業所から回答がありました。

このうち、労働者がいないなど調査対象外を除いた62事業所において集計を行い、その調査結果を取りまとめております。

次に、賃金の分布をみていきたいと思っております。まず資料の11ページをご覧ください。11ページをご覧くださいますと図2として機械の賃金分布、時間額換算をグラフにしたものがございます。横向きの棒グラフとなっておりますが、時間額が1,100円以上の割合は76.1%で、1,100円未満は23.9%となっております。

次に、資料7ページに戻ってご覧くださいますと、横向きの棒グラフがございまして、こちらは調査対象の全産業についての賃金分布となっております。こちらをご覧くださいますと、時間換算1,100円以上の割合は54.8%となっており、1,100円未満は45.2%となっておりますので、全産業と比べれば、機械は高い賃金分布の傾向となっております。

なお、資料30ページ第28表にある特性値の表の中位数のところを見ていただくと、調査産業計、上の表では1,133円に対しまして、機械、下の表では1,284円となっており、この中位数を見ても機械の賃金分布は全産業と比べれば高くなっています。

続きまして、資料の31ページをご覧くださいますと、こちらでは、第2

9表として「平均賃金額及び労働時間数」について、全体の調査産業計と機械の状況を表にしております。中の数字を見てみますと、月1人当たり労働時間数は、対前年比でマイナス0.6パーセントとなっており、時間当たりの平均の賃金額についてはプラス2.5パーセントとなっております。

このような状況、傾向が資料から把握されますが、その他、青いインデックスナンバー3の終わりに、参考資料3として「賃金分布表及び最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」を付けていますが、この表の基となります実数値、サンプル数につきましては、本日お配りしております資料の中に参考資料としてお配りしています。詳細につきましては、現在、機械の特定最低賃金額は1,010円ですが、今回の調査において、その特定最低賃金を下回る未満者のサンプル件数としては60人となっております。

内訳としては、男性が36人で女性が24人で、年齢は10代から60代まで様々となっております。

給与形態をみると、月給者が53人、時間給が7人となっております。月給者の方が圧倒的に多いですが、この月給未満者53人の中には、月給18万円以上の方が14人いまして、この基礎調査は、6月分賃金の調査を行っておりますので、6月は祝祭日もなくて、所定労働日数が多いということもありまして、月給を時間換算した場合に最賃割れとなってしまった方がある程度おられるのではないかと考えられます。

時間給の未満者7人につきましては、時給904円から1,000円の方ですので、全員が県最賃以上ではありますので、おそらく特定最賃が適用になる事業場とは思っておられない可能性もあります。基礎調査結果の説明については以上となります。

また、本日の会議資料として、赤色のインデックスナンバー2に令和5年度における全国での機械の改定状況をお付けしておりますので、ご審議のご参考としていただければと思います。以上で私からの説明を終わります。

**【部会長】** 前回の共通部分の説明も含めて、何か質問はありますか。

(「ありません。」)

【部会長】 事務局は、会議次第3の設定様式について説明してください。

【補 佐】 お配りしました資料ナンバー1をご覧ください。設定様式は、最低賃金の適用範囲等を設定するものであります。

昨年と同じ設定の様式をお示しいたしておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

【部会長】 設定様式についてご意見ををお願いします。事務局から提出のあった設定様式で確認してよろしいでしょうか。

【森脇委員】 鉄鋼部会でも申し上げたのですが、来年度の本審の方で行ってほしいのは、設定様式の3の(3)の口の「選別、検数、結束又は包装の業務」というのが除外されている設定様式になっていることが、どうも私は疑問に思っています。要はラインの後工程の中では結束とか選別というのはラインとして行っている訳だから、それが普通のパートの人とか、部外者が行っている訳ではなくて、そこの正社員とかがずっとラインの一連の中で送り出しの時にやっている作業だというふうに私は思っています。そうすると、この作業に係る人たちも特定最低賃金の対象になっていくのではないのかな思っております。本年度は難しいということでしたので、来年度の審議会ではこれも検討してもらいたいというふうに思っています。

実際に選別とかはどうですか。

【達委員】 私のところはそういうものはないです。

ラインで大量生産しているところは別ですけども。

【松林委員】 ホシザキの場合は、やはり主たる作業者がライン上で行っています。

【森脇委員】 主たる作業者となりますよね。そうすると、特定最低賃金の適用の対象となっているということですよ。実態はたぶんそうなっていると思います。

【石倉委員】 ほとんどはラインの今の生産方式がレーンに直結する形になっていますから、別棟で静かにする時代ではないものですから。

【森脇委員】 普通の工場でしたら、運送業者が来るまでのところで、トラックに荷積みする時に行う作業だから。

【達委員】 この設定様式がいつ作られたのか古いですね。考え方がね。

確かに昔はラインで最後に出来上がった製品を梱包したりしているのは違うと思いますが、要は社内で作業を分けるよりも、外注とかに頼んでしまいます。

清掃もそうだし、見直さないといけない気はします。

【部会長】 とりあえず、今年度についてはこのままにしまして、来年度につきましては「ロ」の関係については別途検討するという事で分かりました。

【部会長】 その他に何かありますでしょうか。

【松林委員】 設定様式の3の(3)のハの「運転停止中の機械、器具その他の設備の清掃業務」も中々そういう業務だけの人というのはいないと思いますし、設備だとある程度は専門知識を持っていないと、掃除だけをお願いする業務はまずないと思われます。これも併せてご検討をお願いします。

【指導官】 申し出を含めて検討をしていただければと思います。

【補 佐】 労働者側から申し出ただけないと、金額は毎年申し出いただいていますので、設定様式の改正申し出を業種別にお願いしたいと思います。

【松林委員】 承知いたしました。

【部会長】 それでは、労働者側でご検討をしていただきまして、また来年度に議論をしたいと思います。

【部会長】 その他はよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 それでは資料ナンバー 1 の設定様式のとおり確認いたします。

【部会長】 次に、会議次第 4 の金額審議に入ります。申出されました労側委員から基本的な意見はいかがでしょうか。

【松林委員】 はい。

(疎明資料を配布)

【松林委員】 それでは、労働者側の方から金額について説明の方をさせていただきたいと思います。

令和 6 年度の島根地方最低賃金審議会は、全会一致での決議とはならなかったものの、5 回にわたる金額審議の結果、引き上げ額 58 円は過去にない水準となりました。

労使双方の主張において、生活費に大きくかかわる労働者のセーフティネットとしての最低賃金がどうあるべきかとの課題認識を共有し、島根らしい最低賃金とすることで、若者の県外流出に歯止めをかけて、将来に生成発展する島根県経済としていくために労使一体となった生産性向上の取り組みに繋がる議論を展開された中で、使用者側の理解や労使の信頼関係について強く再認識する審議会であったと感じています。

さて、我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、企業収益が高水準で推移する中、内需の柱である個人消費や設備投資が増加傾向で推移するなど、緩やかな回復が続いていますが、中国経済の減速や世界的な情報関連材需要

の一服等の影響を受け、2018年後半以降輸出が低下し、企業の生産活動の一部に弱さが続いており、通商問題や中国経済をはじめとした海外経済の動きや不確実性には十分注意する必要があると指摘されています。

また、景気回復の長期化や少子高齢化もあり企業の人手不足感が大きく高まっており、今後も内需増加傾向を維持するためには、技術革新や人材投資等によって生産性を大幅に向上させ、限られた人材の効果的な活躍を促すことが重要であり、これによって生産性の向上が賃上げや消費の喚起につながるような好循環を一層推進することが大きな課題と指摘されています。

そのような状況の中で、「人への継続的投資」が最も必要であり、最低賃金の引き上げは重要な要素と位置付けられます。とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活は相当に厳しくなっています。また、県内新卒者や若者の県外流出には歯止めが掛からず、今こそ労働者人口の流出に歯止めを掛けなければ島根県のはん用機械器具他の将来展望は見えません。

労働者の代表として、はん用機械器具の最低賃金審議に臨むにあたり、当該産業において抱えている課題や実力、将来性について認識する機会と捉え、当該産業で働く者の代表として最低賃金近傍で生活する労働者の視点で主張をし、真摯な論議をして参る所存です。公益の先生の導きのもと、円満に結審できますようお願い申し上げます。

以下に、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最賃への意見を附して最低賃金引き上げを図ってまいりたく存じます。

島根県の経済動向について、「島根県の経済は、一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きが続いている」「生活活動は持ち直しの動きに足踏みがみられる。雇用情勢は一部に弱い動きがみられるものの、改善の動きが続いている。個人消費は持ち直しの動きに足踏みがみられる。」とされています。

産業別最低賃金においても地賃の決定基準と同様に労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の支払い能力の3要素を大切にしながら、賃上げに向けた論議をしていくべきと考えます。

はん用機械の現状としては、昨年、令和5年度の特定最賃、産業別最賃、はん用機械の審議会を振り返ってみますと、47円の引き上げを全会一致で

確認し結審し、時間当たり1,010円となりました。

島根県のはん用機械最低賃金が47円引き上げられ、近隣県との地域間格差が幾分縮まったことは評価に値しますが、若者の都会地への流出には歯止めが掛かったとは言い切れません。島根県のはん用機械が発展するためには、優秀な人材が他県に流出することを防ぎ、県内でその能力を発揮したいと思える環境を今以上に構築する必要があります。

ことし7月の、働く人1人当たりの基本給やボーナスなどを合わせた現金給与の総額は、春闘の結果などを受けて31か月連続のプラスとなり、物価を反映した実質賃金も2か月連続でプラスとなったと報告されています。

しかしながら、消費者物価上昇率、生鮮食品を除く総合は、2024年度が2.3パーセント、2025年度が1.8パーセントと予想されており、最賃近傍で働く方からするとかなり厳しい状況が続くものと想定されます。

特定最低賃金は、産業の労使が「地域別最低賃金」より高い水準で最低賃金を決めることが必要と認め、「特定最低賃金」を定めています。他の産業より島根県のはん用機械器具等が高い水準の賃金を設定することで、企業、産業の魅力を高めることができます。これは、労働力人口減少社会を迎えた島根県にとって大変重要であると考えています。

私どもは、はん用機械で働く特定最賃対象者の雇用の維持と賃金底上げが必要と考えており、総合的に勘案して今年度の審議において「71円」の引き上げを要求します。

この審議における時間額引き上げは、最賃近傍で働くすべての方へのメッセージとなりうるものであり、若者の都会地への流出に歯止めをかけ島根県のモノづくり産業である「はん用機械」の発展に必要な額であると考えており労側の主張といたします。以上でございます。

**【部会長】** 労働者側からその他の意見はいかがでしょうか。

**【松林委員】** 昨年の最賃審議会について先に申し上げましたが、この中・四国の近隣の県と肩を並べる岡山を逆転するような状況となりました。これについては大変私どもも大変良い傾向にあるというふうに捉えておりますので、この点につ

いては使用者側も含めてお礼を申し上げたいと思います。ただ、やはりそうは言っても今の物価上昇があまりにも厳しい中で、先ほどもありましたけれどもはん用機械の最賃以下のところも何人もおられたこともございますので、ここら辺を含めての改めての引き上げへの審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

【部会長】 労働者側からは以上でよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長】 つづきまして、使用者側委員からよろしくお願ひします。

【森脇委員】 お話は良く理解をさせていただきます。

まず、本件の県最賃がプラス58円上がって過去例を見ない大幅な引き上げになったと考えておひまして、まず、1点目は県最賃比較整合性を問うことについて今年は止めていただきたいというふうにおひしています。

それから、この業界は先のお資料でもありましたが、30人未満の島根県という中小零細企業の数が109分の88、要は8割があるということで非常にそういったところが原材料、人件費、両方の引き上げで相当苦しい。価格転嫁が進んでないことも実態だと思ひています。

そういうことでもありまして、人手不足を考慮した上で6月の賃金改定調査第4表③のBランク2.9パーセント引き上げだったので、この2.9パーセントに1,010円を掛けると29円になりますので、プラスの29円の提案をさせていただきますというふうにおひしております。以上です。

【部会長】 労使それぞれから基本的な意見を今いただきました。

労側の意見を聞かれて使側から、また、使側の意見を聞かれて労側から、お話することはありますか。

【森脇委員】 あと一つ、未満率が前年よりもアップしているところが気にはなっています。

色々な事情はさっき伺いましたけれども、未満率の率としてはアップしているので、やはりある程度影響が大きかったのではないかと考えていて、去年の47円の引き上げそのものも結構大きい数字ではなかったのかなというふうに考えております。

【達委員】　うちは大丈夫だと思っていて、安心して構えている企業も増えてきているが、この5年くらいの中でどんどん最賃が上がってきて、この調子で行くと毎年追っかけるようにしてどんどん上げて行かないといけない状況になっているので、はっきり言って怖いです。

【部会長】　それでは、それぞれから金額提示をいただきましたので、この後の公労・公使協議に分かれることとなります。

それでは、この後は労使別室に分かれて、それぞれ個別にお話をさせていただくことにしたいと思います。

したがいまして、当部会はいったん休会とします。

(休会)

(再開)

【部会長】　それでは、会議を再開します。

労使それぞれ具体的な金額をいただき、当初労働者側が71円、使用者側が29円の引上げ額の提示でしたが、公労、公使会議において、労働者側から67円の再提示を、使用者側から50円の再提示があり、本日の段階では17円の開きがあります。次回会議で更に詰めたいということで、本日はここまでにします。

【部会長】　それでは、会議次第5、その他ですが、委員の皆様、何かございますか。

(「ないです。」)

【部会長】 事務局から何かありますか。

【補 佐】 ありません。

【部会長】 次回の第3回専門部会は、10月4日金曜日、午後1時からの予定となっています。

できれば次回は結審に向けて審議をしていきたいと思いますが、全会一致で結審できるよう、労側・使側ともにご準備をお願いします。

次回専門部会は、公開とし、議事録も公開します。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

それでは本日はこれで閉会します。ありがとうございました。